

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山梨地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成5年12月1日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成5年3月から同年6月までは26万円、同年7月から同年9月までは30万円、同年10月から同年11月までは32万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年3月31日から同年12月1日まで

会社ではトラックの運転手をしており、申立期間は同じ会社に勤務して給料を受け取っていた。明細書に書いてあるとおり、給料から厚生年金保険料が控除されていた。会社からは何の通知も無く、厚生年金保険の記録から国民年金の記録に変更されていることは納得がいかないため、申立期間を厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、当初、平成5年12月1日と記録されていたところ、申立人が被保険者資格を喪失した4か月後の6年4月4日付けで、5年10月1日の定時決定（定時決定の処理日は同年8月19日）の取消処理をした上で、申立人の資格喪失日の記録が、同年7月31日に遡って訂正処理され、その後、6年4月21日付けで、5年3月31日に遡って再度訂正処理されていることが確認できる。

しかし、申立人から提出された給料支払明細書及び同僚の証言から、申立人が、平成5年12月1日までA社に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該訂正処理が実態に即した処理であったとは考え難い。

また、代表取締役の親族は、「当時、会社の経営状況が悪く、資金繰りが悪化していたことは認識していた。」と供述している。

さらに、オンライン記録によれば、申立人と同様に資格喪失日が遡って訂

正されている同僚が申立人を含め 22 人確認できる上、遡及した訂正処理により、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成5年3月31日から同年12月1日までの間に資格取得の手続が行われた同僚4人については、被保険者記録が全て取り消されていることが確認できる。

加えて、A社に係る商業登記簿謄本によると、申立期間当時、同社は法人格を有していたことが確認でき、申立人が当初被保険者資格を喪失した平成5年12月1日において同社が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、社会保険事務所（当時）において、かかる資格喪失等の処理を行う合理的理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、上記資格の喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、事業主が当初届け出た平成5年12月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録から、平成5年3月から同年6月までは26万円、同年7月から同年9月までは30万円、同年10月から同年11月までは32万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年1月から50年3月まで

私が結婚するまでの国民年金保険料は、母親が全て納付してくれた。父親はサラリーマンで、その時期に保険料を納付できないような経済状況ではなかった。申立期間の保険料について、納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人自身は、申立期間当時、国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとされる母親は、当時の納付状況等を記憶していないため、申立期間の保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市の国民年金被保険者索引簿によると、昭和51年2月3日に、申立人の母親（任意加入者）と一緒に払い出されていることが推認できることから、申立人の国民年金の加入手続は、その母親自身の加入手続と同時期に行われたものと思料され、この時点では、申立期間のうち、45年1月から48年12月までの保険料については、時効により納付できない期間であり、49年1月から50年3月までの保険料については、過年度納付が可能であるものの、申立人からは遡って保険料を納付した旨の申述は無い。

さらに、申立人は、昭和55年2月20日まで、A市に継続して居住しており、同市において、別の手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない上、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、農林漁業団体職員共済組合員として掛金を農林漁業団体により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 11 月 20 日から 2 年 5 月 1 日まで
私は、平成元年 11 月 20 日から A 組合の B センターでパートとして勤務した。しかし、私の年金記録は申立期間が空白となっており、事実と相違しているので記録を正しく訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

健康保険の記録及び A 組合の複数の同僚の証言から、申立人が同組合に平成元年 11 月 20 日から勤務していたことは推認できる。

しかしながら、農林漁業団体職員共済組合に A 組合から提出された組合員資格新規取得届において、申立人の資格取得日は平成 2 年 5 月 1 日と記載されている上、同組合の当時の事務担当者は、「当時は試用期間があり、採用してすぐには農林漁業団体職員共済組合に加入手続を行っていなかった。また、手続をする前に掛金を給与から控除することは考えられない。」と証言している。

また、平成元年から 8 年までに A 組合へ採用され、健康保険へ加入した同僚 25 人のうち、申立人を含む 6 人は採用日より後に農林漁業団体職員共済組合へ加入していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る共済掛金が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が農林漁業団体職員共済組合員として申立期間に係る掛金を農林漁業団体により給与から控除されていたと認めることはできない。